

深川市告示第170号

令和5年5月18日付、深川市告示第153号で公告した委託業務名「深川市複合施設建設基本設計・実施設計委託業務」について、告示内容を次の通り変更したので公告する。

令和5年5月26日

深川市長 田 中 昌 幸

削除する事項（下線部分）

深川市複合施設建設基本設計・実施設計委託業務公募型プロポーザル実施要領のうち、

1.1 技術提案書の提出

(1)～(4) は記載省略

(3) 提案書等の記載要領

企画提案書等の作成に当たっては、業務仕様書を理解したうえで、次の要領で作成すること。

ア 共通事項

- ① A4版、両面可。ただし、図表等については、A4横、A3縦・横の様式も可とする。(A3サイズのものA4に折り込むこと。)
- ② 企画提案書鑑には、住所、企業名及び代表者名を記載すること。
正本1部、副本9部（副本では企業名が分かる記載をしないこと。)
- ③ 企画提案書には表紙、目次、裏表紙を除きページ番号を付与し、30ページを超えないこと。また、企画提案書の次に参考見積書を添付すること。
- ④ 適宜、図、表、イラスト等を使用して、専門的知識のない者にも分かりやすい表現とすること。

イ 企画提案書の構成等

企画提案書は、評価基準表の提案項目・評価ポイント順に項目を明記して作成するものとし、各項目において重複する内容は、引用するなどして極力省略するとともに、専門的知識のない者にも分かりやすい表現とすること。

また、想定する業務スケジュールについても、明記するもの。

ウ 参考見積書

総額以外に積算内訳を記載すること。なお、見積書に記載した金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。